

1. 国の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）について

(1) 国の動向

平成 21 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の余剰電力買取制度開始 「低酸素社会の実現」に向け、「国民の全員参加」により太陽光発電の普及拡大を目指すため、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」制定
平成 24 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に基づく、固定価格買取制度（FIT）創設 これにより太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入が進んでいる。
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」閣議決定
平成 27 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> 長期エネルギー需給見通し（「エネルギーミックス」）策定 平成 42 年度において再生可能エネルギーが電源構成の 22~24%を占めるとの見通しが示された。この達成に向け引き続き再生可能エネルギーの導入を促進していくことが重要とされている。
平成 28 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> FIT 法が改正され、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度創設
平成 29 年 3 月	事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）制定

(2) ガイドラインの概要

ア 趣旨

- ・ FIT の創設により、再生可能エネルギーの導入が進んできた。
- ・ 一方で、制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始するものも多く、様々な問題が顕在化した。

《顕在化した問題》

「安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない」

「防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する」等。

- ・ そこで、適切な事業実施の確保を図るため、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設された。
- ・ ガイドラインは、再生可能エネルギー事業者が、FIT 法及び FIT 法施行規則に基づき順守すべき事項及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、考え方を記載したものである。
- ・ ガイドラインで順守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、認定の取り消しを含む法に基づく措置が講じられる可能性がある。

イ 適用範囲

- (ア)FIT 法及び FIT 法規制法に基づき、事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者、及び認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する太陽光発電事業者。
- (イ)上記以外の太陽光発電事業者や再生可能エネルギー発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、ガイドラインを参考に事業を実施することが望ましい。

ウ 適切な事業実施のために必要な措置（詳細はガイドライン本文参照）

(ア)企画立案（ガイドライン P5～8）

- ①土地および周辺環境の調査・土地の選定・関係手続 ②地域との関係構築

(イ)設計・施工（ガイドライン P8～18）

- ①土地開発の設計 ②発電設備の設計 ③施工 ④周辺環境への配慮

(ウ)運用・管理（ガイドライン P18～26）

- ①保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制構築
 ②通常運転時に求められる取組 ③非常時に求められる対処
 ④周辺環境への配慮 ⑤防備の更新

(エ)撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）（ガイドライン P27～30）

- ①計画的な撤去及び処分費の確保 ②事業終了後の撤去・処分の実施

2. 太陽光発電設備建設に伴い想定される一般的な周辺環境への影響

事業段階	影響範囲	想定される環境影響	環境保全上留意すべき立地条件等
工事中	伐採等による地被の除去	【動植物・生態系、水象 等】 ・樹林地においては、日照を遮る樹木は皆伐採され、これに伴う影響が想定される。	・樹林地 ・保全上重要な動植物の分布域 等
	土地の造成	【地形・地質、水象 等】 ・傾斜地や不整地においては、パネルを建設する平面を確保するために切土盛り度が行われ、これに伴う影響が想定される。	・傾斜地、不整地 ・居住地域上流の斜面地
供用時	太陽光パネルの存在	【景観】 ・地上に設置された太陽光パネルが視認されることにより、景観への影響が想定される。	・観光地、景勝地、文化的景観 等
		【光害】 ・パネルに反射した太陽光による居住環境への影響が想定される。	・居住地近傍（太陽光度の低い時間帯にほぼ限られる）
	送電施設の存在	【景観】 ・架空式の場合、景観への影響が想定される。	・観光地、景勝地、文化的景観等
供用後	解体・撤去	【水質、土質、廃棄物等】 ・解体、撤去に伴い発生する大量の廃棄物が適切に処分されない場合、有害物質の溶出、廃棄物の放置等の問題が想定される。	・立地を問わない

3. 白井市の太陽光発電設備の現状

(1) 太陽光発電設備の設置状況

- ・資源エネルギー庁公表によるH28/11末現在の状況（10キロワット以上分）

区 分	件数	容量
1千キロワット以上（メガソーラ）	1	1,500kw
500キロワット以上1千キロワット未満	5	3,549kw
50キロワット以上500キロワット未満	10	2,350kw
50キロワット未満	149	3,461kw

(2) 苦情・要望等

- ・太陽光パネルからの反射光による光害 1件
- ・緑地・景観保全を目的に開発の中止を求める要望 1件

○国のガイドライン制定後に対応した事例

- ・羽生市：6月に国のガイドラインを踏まえたうえで、羽生市の事情に合わせた市独自の「羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドライン」を制定。
- ・我孫子市：7月に「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続きに関する条例」を制定

4. 市としての対応方針

- ・白井市でも太陽光発電設備設置による周辺環境への影響等の問題が発生している。
- ・他自治体でもそれぞれ実情に応じて、独自に手続きを規定しているところもある。
- ・これらのことから市としては、市の課題を解決すべく、適切な事業実施のために必要な措置として、事業計画初期段階から自治体や地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に配慮して事業を実施するよう努めること、周辺環境への配慮に努めることなどを規定していきたいと考えている。